

農業委員会からのお知らせ

▼お問い合わせ／養父市農業委員会事務局（☎664-1450）、政策監理部八鹿振興課、または大屋・関宮地域局産業建設課

平成18年度農地パトロールを実施しました

養父市農業委員会は、農地の状況や無断転用および許可後の利用状況等の確認と農地制度の周知徹底を図るため、8月30日に市内全域を対象とした農地パトロールを実施しました。パトロールの目的は次のとおりです。

- 遊休農地等の把握
- 転用許可案件等の履行確認
- 無断転用と問題案件の調査・確認



市内全域の農地パトロールを実施（8月30日）



パトロールの結果、問題のある案件については、農業委員による直接の是正指導や、指導文書の送付を行いました。また、農業委員は、日常の活動を通して耕作放棄地等の解消を目指しています。

なくそう農地の無断転用！

自分の農地でも転用には許可が必要です。たとえ自分の農地でも、勝手に宅地や墓地、その他への転用はできません。また、一時的な農地以外の利用でも許可は必要です。

◎農地転用とは

農地を農地でなくすこと。農地を住宅敷地、工場敷地、通路、資材置場、駐車場、山林等の用途に転換すること。

◎一時転用とは

農地を一時的に仮資材置場や仮宿舍などとして利用したり、農地改良のために一時的に農地として利用できなくすること。

◎無断転用をすると、後でトラブルの原因に

農地の転用は、農業委員だけでなく区長、農会長、水利組合長、隣接する農家の同意が必要で、この同意を無視した転用は、後でトラブルの原因となります。

また、許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかった場合、工事中止命令や原状回復命令が出される場合があります。

なお、無断転用された土地は登記ができません。



農業委員会農地審議会

許可を受けずに転用したり、許可通りに転用しないと…

■ 工事の中止・原状回復命令（農地法第83条の2）

■ 3年以下の懲役または300万円以下の罰金（農地法第92条）

※各種申請の受け付けは、毎月10日が締め切りです。